

特定建設業許可取得のご案内

行政書士法人スマートサイド



〒112-0002

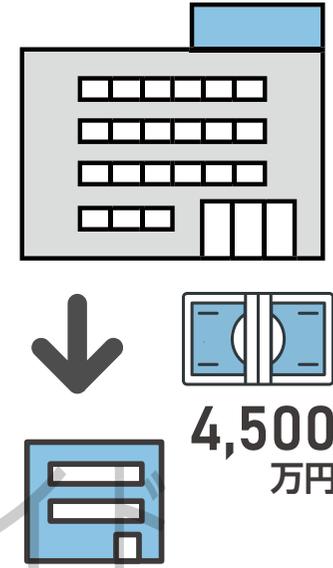
東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

行政書士法人 スマートサイド

特定建設業許可の取得が必要になる場合

- ・元請の立場で
- ・下請に 4,500 万円（建築工事の場合は 7,000 万円）以上の工事を発注する

場合に特定建設業許可が必要になります。



つまり、元請ではなく下請として工事を受注する場合や、元請であっても、下請に 4,500 万円未満しか発注しない場合は、特定建設業許可の取得は必要ありません。



行政書士法人スマートサイン

特定建設業許可を取得するための要件

技術者の要件

原則として

- 1級建築士、
- 1級施工管理技士

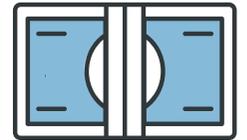
といった1級の国家資格者が、会社に常勤していることが必要です。

なお、**監理技術者資格者証**の交付を受けている場合は、1級の国家資格を持っていなくても、特定建設業許可の技術者要件を満たします。

財産の要件

直近の確定した決算で、

- ・ 欠損比率 20%以下
- ・ 流動比率 75%以上
- ・ 資本金 2,000万円以上
- ・ 純資産合計 4,000万円以上

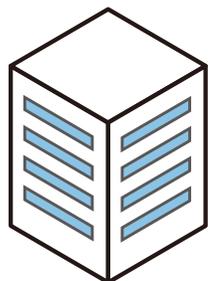


の財産的要件を満たしていることが必要です。

(新設会社で決算未到来の場合でも可)

両方満たしている場合にのみ、特定建設業許可を取得することが可能

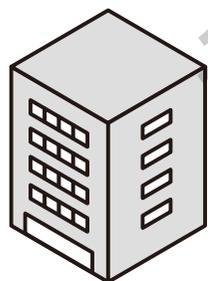
特定建設業許可取得の実績のご紹介



工事の実績がなくても ...

●東京都豊島区 A 社（不動産業）

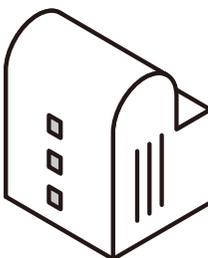
過去にまったく工事の実績がない会社でも、「技術者の要件」「財産的要件」の2つを充足することによって特定建設業許可を取得した実績があります。



初めての許可で特定建設業許可を...

●東京都千代田区 B 社（建築工事業）

「一般建設業許可を取得した後に、特定建設業許可を取得する」というのが、通常の流れですが、「会社設立後すぐに、特定建設業許可を取得する」といったケースや、「一般建設業許可を取得することなく、初めての許可で、いきなり特定建設業許可の取得」に成功した実績があります。



工事に間に合わせるため、決算期を前倒し...

●東京都練馬区 C 社（解体工事業）

工期が迫っていて、時間がないというお客様からのご依頼で、財産的要件を充足させるため、あえて決算期を前倒しして、従来の予定より、6か月も早く、特定建設業許可を取得した実績があります。

特定建設業許可取得にかかる費用

建設業許可取得費用

行政書士報酬として	330,000 円
都庁に支払う手数料	90,000 円
法定書類取得の費用	22,000 円
総額合計	442,000 円

完全予約制
事前相談の
ご案内

工期まで間に合う
だろうか…

本当に許可
とれるなあ…

面倒な手続きは、
専門家にお任せしたい



特定建設業許可を取得できるか否かは、「技術者の要件」「財産的要件」の2つを充足しているか否かにかかっています。
少しでも早く確実に特定建設業許可を取得したいという方は、ぜひ事前の有料相談をご利用ください。相談料は 11,000 円となります。



建設業許可取得に関する 書籍の出版実績



建設業許可取得のために必要な知識やノウハウ、経験をまとめた書籍を3冊出版しています。いずれも、とてもわかりやすいとご好評をいただいています。

行政書士法人スマートサイドは、このような難易度の高い案件、複雑で証明困難な案件をとても得意としています。

10年の
実務経験の
証明が必要

取締役
に経験者
が必要

国家資格
者の採用
が必要

すぐに
許可が
必要

特定建設業 許可の取得 が必要な方 へ

特定建設業許可を必要としているということは、
発注者から規模の大きい工事の受注が相次いでいる
複数の下請や協力会社が必要
元請として公共工事の受注にチャレンジして行きたい
という状況にあるのかもしれませんがね。
でも、特定建設業許可の取得は、決して簡単な手続きで
はありません。

行政書士法人スマートサイド

急ぎ対応が必要

はじめて特定建設業許可を取得する

一般建設業許可から特定建設業許可に切替が必要

難易度の高い複雑な申請が必要

などのケースでは、申請のプロでないとなかなか
うまく行かないこともあります。

そんな時はぜひ私たちにお声がけください。

ぜひ
私たちに
ご依頼くだ
さい

